日米共同声明と安保・沖繩問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十四年十一月二十九日

提出者 谷口善太

郎

衆議院議長松田竹千代

殿

日 米 共 同 声 明 لح 安 保 沖 繩 間 題 に 関 す る 質 間 主 意 書

佐 藤 総 理とニ クソ ン 大 統 領 との 会 談 で 発 表 さ れ た 日 米 共 同 声 明 は、 安保 条約 と沖 繩 問 題 لح 1 う

題 に 本 0) つ 主 7 て、 権と安全、 日 米 両 アジ 玉 \mathcal{O} アの 見 解 平 が 異 和 な に る か など看 か わ る重大な内 過できな 容を 1 ŧ \mathcal{O} が つ あ る ١ ر 0 で その か 全容を明 きわ 8 らか て重 一要な問 にする

₽

て

る。

L

ŧ

極 東 \mathcal{O} 安 全 間 題 に 0 ** \ 7

た

 \Diamond

以

下

当

面

解

明

す

ること

 \mathcal{O}

必

要

な

若

干

 \mathcal{O}

問

題

に

0

١ ر

7

質

問

す

る。

日

1 共 同 声 明 で は 佐 藤 首 相 が 極 東 に お け る 米 玉 \mathcal{O} 防 衛 条 約 上 \mathcal{O} 義 務 を $\stackrel{\neg}{+}$ 分 に 果 た う る 態

勢 に あ る こと が 極 東 \mathcal{O} 平 和 と安 全にとつ て 重 要で あることを強 調 米 軍 \mathcal{O} 極 東 に お け る

存 在 が ک \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O} 安 定 0) 大きなささえとなつているという認 識 を表 明 した。 そし 7 極 東 \mathcal{O}

諸 玉 0 安全は日 本の重大な関心事である」として、 沖繩 0 施 政 権 返還に あた つて は 日 本を含

明 む \mathcal{O} 全 極 で 体 は 東 \mathcal{O} な \mathcal{O} 文 諸 1 È 脈 玉 ک か \mathcal{O} لح 5 防 を 衛 1 え 条 \mathcal{O} 件 ば た と 85 さ 事 に れ 前 米 7 協 玉 1 が 議 る。 負 は 1 0 米 て 0 政 ŧ 1 府 否定 る 筋 玉 は二 的 際 とは 義 + 務 _ **V** > \mathcal{O} 日 え 効 果 な 的 7 今 _ 度 遂 لح 行 \mathcal{O} 述 佐 \mathcal{O} べ 妨 藤 7 げ • = と 1 る。 ク な ソ る ン ょ 共 う な 同 声

り、 だす あ る 共 __ 日 \mathcal{O} 同 本 لح は 声 は 政 明 府 当 で 7 然 が 佐 え そ なく 極 藤 れ 東 首 を な で 相 拒 る。 負 が 否 **つ** 表 すれ て 明 L た 1 L ば、 が 7 る V) つて 玉 米 際 る 玉 事 以 義 が 前 務 上 協 防 \mathcal{O} \mathcal{O} 遂 ような立 議 衛 行 で 条 拒 上 約 否することは実 \mathcal{O} 上 場 必 0) か 要を理 義 5 務 1 え 由としてくること を ば、 「十分に果たしう 際 米 上できな 国 が 事 7 前 協 は 0) で 明 議 る は を 白 態 勢 な t で に 7 あ ち

2 安 全を 佐 藤 確 首 保 相 す は る ナ とい シ 日 う ナ 見 ル 地 • に プ た レ 0 ス クラ 7 同 意 ブ す で る \mathcal{O} か 演 否 説 か で を 事 決 8) 前 るこ 協 議 とが、 12 0 7 て、 わ が 日 玉 本 \mathcal{O} を 玉 含 益 12 む 合 極 致 東 す \mathcal{O}

る

と述

べてい

る。

これ

は、

これ

まで

0

政

府

見

解

と明

5

カュ

に

<

()

ちが

つ

て

1

る。

す

な

わ

ち、

か

そうで 六 と 月 安 九 + 六 全 七 な に \bigcirc 日 年 1 直 場 接 五. に、 合 月 + 玉 は 家 拒 ま \mathcal{O} 否 た 月 安 す 極 危 当 る考え 8 に関 時 7 密 \mathcal{O} する で 岸 接 あ 首 な もの、 関 る」(衆 相 係 は を そうし 事 Ł 議 前 0 院 協 事 安 て 態 議 保 日 に に 特 本 対 あ 別 玉 た し 委員 \mathcal{O} 7 0 安危 て は 会 米 \mathcal{O} に直 と答 軍 日 本 に 接 基 弁 \mathcal{O} 関係 地 態 L 度 使 す 愛 用 は る 知 を よう 外 認 日 相 \Diamond 本 な t る \mathcal{O} 周 平 本 が 辺 年 和

け か \mathcal{O} る 事 (参 応 情、 諾 議 を こういうことが 院 与 外務 え る 3委員 基 準 会 に 玉 0 と 益 1 述 7 \mathcal{O} べ 基 て \mathcal{O} 政 準としてケー , \ 府 る。 見 解 今 を 口 大 \mathcal{O} 幅 佐 ス • 12 藤 拡 バ 首 大 1 相 L 0) 発 ケ] 極 言 東 ス は に \mathcal{O} ک 安 判 定さ 全、 れ ま 即 で れ るべ 0) 日 事 本 きで 前 \mathcal{O} 協 玉 益 は 議 とし に な お 1

質 的 ま 変 た、 更 ک で あ れ り、し は 安 保 た 条 が 約 つ 第 てま 六 条 た、 \mathcal{O} 日 実 米 施 安 に 保 関 条 す 約 る \mathcal{O} 交 事 換 実 公 上 文 \mathcal{O} で 改 取 定 ŋ を 決 意 8 味 5 す n る た t 事 \mathcal{O} 前 で 拹 は 議 な 制 1 度 か \mathcal{O} 実

3

佐

藤

首

相

は、

本

· 年 六

月十九

日

 \mathcal{O}

衆

議

院

内

閣

委員

、会で、

沖

繩

返

還

後、

事

前

協

議

で

1

エ

ス

を

7

米

軍

 \mathcal{O}

自

由

行

動

 \mathcal{O}

道

を

大

き

<

7

5

1

た

ŧ

 \mathcal{O}

と

1

わ

な

<

て

は

な

5

な

1

と

思

う

が

تلح

う

か

五.

1 え ば 沖 繩 \mathcal{O} 米 軍 だ け で な < 東 京 ŧ 攻 撃 を う ĺ ることに な る か ら、 事 前 協 議 12 対 す る 1

工 ス 1 Ì は ょ ほ ٣ 慎 重 で な け れ ば な 5 な い。 لح 答 弁 L 7 7 る が 佐 藤 首 相 \mathcal{O} ナ シ 日 ナ

ル プ レ ス クラ ブ に お け る 事 前 協 議 に 関 す る 見 解 は、 明 5 か に 1 エ ス ということで あ る。 ک

れ は 佐 藤 首 相 \mathcal{O} 先 \mathcal{O} 発 言 に て 5 せ ば 米 玉 が 戦 争 す る 相 手 玉 か 5 日 本 が 攻撃 され · る 危 険 を 意

味していると思うがどうか。

4 今 口 \mathcal{O} 日 米 首 脳 会 談 を 前 に L て 続 け 5 れ 7 7 た 秘 密 交涉 \mathcal{O} な か で、 米 玉 側 は 返 還 後 \mathcal{O} 沖 繩

を 含 8 た 日 本 か 5 \mathcal{O} 米 重 \mathcal{O} 自 由 発 進 \mathcal{O} 保 証 に 0 ١ ر て、 緊 急 時 を 想 定 L た 百 近 < に ŧ \mathcal{O} ぼ る

膨 大 な 具 体 例 を IJ ス 1 に L て 日 本 側 に 提 出 L て 検 討 を 進 \Diamond た لح 報 ľ 5 れ 7 1 る が そ \mathcal{O} 全 容

はいかなるものであるか。

5 共 同 声 明 で 日 本 が 米 玉 \mathcal{O} 防 衛 条 約 上 0 義 務 を 一 十 . 分 に . 果 たしうる 態勢に あること」 を 重 要

で あ ると 認 8) 米 玉 \mathcal{O} 負 つ て 7 る国 際 義 務 \mathcal{O} 効果的 遂行」 をうたつたことは、 日 本 が 調 印

る 7 V) t 0 な で 1 米 は な 玉 1 \mathcal{O} カゝ 相 互 ک 防 0 衛 条 ような 約 \mathcal{O} 重 義 大 務 な \mathcal{O} 約 遂 東を行 行 を 保 障 なつてくることは許すことのでき す Ź 役 割 を 果 た す 約 束を L たこと な を 7 意 越 権 味 す 行

為と思うがどうか。

6 繩 お 共 け \mathcal{O} 同 る 施 声 政 平 和 明でうたつてい 権 と安 返 還 全 後 は \mathcal{O} 維 ŧ 5 持 る「韓 Ś ŧ ん、 日 本 玉 0 そ の安全は日本自身の安全にとつて緊要である」「台湾 れ 安全にとつてきわ 以 前 す な わ 5 現 めて 在 0 重 一要な 日 米 要素 安 保 で 条 ある」 約 0) 運 と の 用 に た 見 1 解 地 す は、 域に る 沖 日

本 政 府 \mathcal{O} 態 度 を ŧ 示 L た ŧ 0) で あ ると考え る が どう か

7 守 族 自 ろうとす 決 韓 \mathcal{O} 玉 権 利 る 台 に 共 湾、 た 同 V 声 サ す 明 1 に る不当な ゴ . う ン た 0 わ か 侵害で れ 1 た 5 政 1 あ 府 ý, 政 \mathcal{O} 権 態 を、 内 度 政 は ア 干 メ 渉 朝 IJ で 鮮 力 は 人 \mathcal{O} な 民 軍 V) 事 中 か 行 玉 人 動 民、 に 追 べ 随 \vdash し ナ て ム あ 人 < 民 ま \mathcal{O} で 民 t

8 共 同 声 , 明 で は、 日米安保条約 の堅持とともに、「両 玉 政 府 0 日 本を含 む極 東 0 平和と安全 に

協 を含む 致 影 8) に、 を 響 議 ŧ 機 み を 日 た」ことを明ら 極 関 及 米 東の 愛 知 ぼ 統合司令部 そ す 平 外相 事 \mathcal{O} 和と安全に影響を及ぼ 構 項 の説明どおり「これ 及 成 び などの設置を含む広範な か 安 協 に 保 議 L 0) 条 7 内 約 1 容 \mathcal{O} る。 に 実 つ 施 す事 は今までと同 これ *(*) 12 て 関 項 は 明 L 5 緊 に 軍 密 か 日 事 つい にされ な 米 様」 協 相 共 7 議 互 同 であるとするならば、 「緊密 \mathcal{O} たい。 \mathcal{O} 作 恒 接 戦 常常 触 i な 相 化を意味する を 態 維 勢 互 持 0) 0 すべ 質 接 的 触 きことに な もの 今日まで 強 を行なつて 化、 で は 拡 意 な 大 見 7 いた 日 0) \mathcal{O} か。 本 た

9 きる うい 公 有 う方 海、 \mathcal{O} 田 は 防 公 空 向 当 衛 然 で 庁 で で 匹 長 排 あ 次防を作 官 除 り」「今後 は す 本 る 年 体 れ 十 制 と指示した」(十一 月 は 八 陸 に 日 上 L ŧ た 衆 大 V 議 事 لح 院 だ 言 内 が、 明 閣 月六 し、 委 海 員 空に 日 他 〈会で、 付 \mathcal{O} 力 場 朝 を 所 外 入 雲」 で れ 玉 は なく \mathcal{O} 紙) 「 公 攻 撃 て と述べている。 海 に Þ は た な 公空でこれ 7 5 L ないと考え、 て、 自 を 衛 排 隊 撃 そ を で

(1) 1 つ た V) 自 衛 隊 が 公海、 公空まで出動できるとす る根拠 は 何 か。

- (2)また、 そ \mathcal{O} 際 \mathcal{O} 公 海、 公 空 \mathcal{O} 範 井 はどこ に 限 度 が あ る か
- (3)防 衛 庁 は す で に 護 衛 艦 \mathcal{O} 艦 対 艦 艦 対 地 ? サ 1 ル \mathcal{O} 装 備 原 子 力 潜 水 艦 \mathcal{O} 保 有 B

フ ア 1 ム • ジ エ ツ 1 戦 闘 機 に 爆 撃 装 置 を つ け る 必要に 0 ** \ て 検 討 L て ** \ ると 報 ľ 5 れ

(4)た、 家 障 置 は か。

1

るが

これ

らは

有

田

防

衛

庁

長官

 \mathcal{O}

V

う

方

向

で

0)

匹

次防

の方針

にそうもの

カゝ

どうか

7

10

共

同

声

明

で

は

朝

鮮半島に

依然として緊張

状

態

が

存在する」ことに、

佐藤

首

相

とニクソン大

ま 国 **家全保** 会 議」 を設 する考え あ る

統 領 は 致 l 7 注 目 L てい る。 L カュ Ļ この 「緊張状 態」 は、 プエ ブ 口 号 事 件、 Е C 121 型 機

事 件 な ど で 明 5 カゝ な とお り、 ア メ IJ 力 \mathcal{O} 日 本 を 拠 点 لح L た 侵 略 的 軍 事 挑 発 行 為 朝 鮮 玉

連 軍 と 1 う 名 \mathcal{O} 在 韓 米 軍 と 「韓 玉 軍 \mathcal{O} 挑 発 策 動 に ょ つ てひきおこされ た ŧ \mathcal{O} に ほ か な ら

な \ \ \ に ŧ か か わ 5 ず、 政 府 は _ \mathcal{O} 明 白 な 事 実 を お お 7 カン < 北 朝 鮮 \mathcal{O} 武 力 統 方 針 な

る ŧ 0 を宣伝して (総理府 発行 日 本の安全を守るには」)、 その責任を朝鮮民 主主義人民共 和

質問 が とづく平 玉 な 昨 に \ \ \ に お 年 た 九 L 和的 月 1 , \ つけようとしてい ったい する回答)などでも示されているように、一貫して、「自主的、 0 共 統一」の方針を明らかにしており、「武力統一方針」などは、一 和 政府は 玉 創 建二十 「朝鮮半島の緊張」 る。 周 だが、 年 記念報 朝鮮民 告、 の根源は何であると考えているのか、 主主 本 年 九月のフィンランド 義 人民 , 共和 国 は、 最 近 民 主 の金 青 民 度もとつたこと 年 日 主 成首 同 盟代 的 また、その 原 相 則 表 0) にも 発言 寸 \mathcal{O}

11 演 説 韓 佐 で 玉 藤 0 は、「万一 首 安 相 全 は は 共 日 同 韓国 本 声 自 · 明で、 にたい 身 0 安全にとつて緊要で 朝鮮 し 武 に 力攻 お け 撃 る が発生し」 国 際 ある」 連 合 米軍 と述べ、 \mathcal{O} 努力を が 日 本 高 ナシ 国 内 < 彐 評 の基地 ナル 価 ・プレスクラブでの を使用する際には している。そして、

根

拠を具体

的

に明ら

かにされたい。

また帰国 事 前協 直 議にたいし、前向きにかつすみやかに態度を決定する方針である」と公言している。 後の記者会見で佐藤首相は朝鮮での事態を 「対岸の火災視できない」との前提か

7 5 る。 国 連 7 う 軍 が攻撃され までもなく、 た場合には、 _ 韓 国 0) 国 日 本 連 0 軍 <u>\\</u> Ċ 場と国 とは [際協 事実上、 ガの <u>\f</u> 米軍と変ら 場 から対処する」 な \ \ • 旦日 を表 明 して

(1) このことからして、 政府は 「韓国」における 国 連軍」としての米軍には、 他 <u>, 一</u> 地 域の米軍

と の 間に区 別を設け、 事 前 協 議における諾否の基準をさらにゆるめ、 事実上「イエ ス を予

約していると考えられるがどうか。

安保改定当時、 岸首 相 は 国 連 軍」 の場合は 「ある種 のゆとりをもつて考えるべきである」

九六〇年五月十二日、 衆 議院 安保 特別 委員会) と答弁しているが、 佐藤内閣 の態 度はどう

か。

(2)さ 5 に 「日本の立場」 で国連に協力するという場合に、 自衛隊の協力をも含めていると思

うがどうか。

国 連協力」 という名での自衛隊の海外派兵は絶対にないと断言できるかどうか。

ま た、 「公海、 公空で排 除 する」 という有 田 防衛 庁長 官 0) 発 言が あ るが、 海 上自 衛 隊、 航

空自 衛 隊 が 朝 鮮 海 域、 空域 に 出 動することは あ ŋ えなな V か

12

政

府はこれまで

「韓国」

における

国

連

軍」

が

軍事行動を起こすには国連における新し

い決議

が 必要であるとしてきたが、 国連 軍 \mathcal{O} 自 衛権 の行使」としての軍事行動は、 国連の決議をま

たずに起こすことができると考えるか。

13 (1) 国 連 軍 _ が 自 衛権の行使」 として軍 事 行動を起こした場合、 政府 は、 国 連軍」(米軍)の

在 日 米 軍 基 地 \mathcal{O} 戦 闘 作 戦 行 動 で \mathcal{O} 使 用 を 事 前 協 議 で 認 8 る か。

(2)国 連 \mathcal{O} 新 1 1 決 議 に もとづ 1 て 国 連 軍 が 軍 事 行 動 を起こした場合は どう か

(3)ま た、 米 韓 相 互 防 衛 条 約 第三条 **(武** 力攻撃 に対する措 置) が 発動 Ĺ 。 た 場 合はどうか。 各々

について明確に答えられたい。

14

佐 藤 が首相は 「韓国に武力攻撃が発生し」た場合に、 米軍の基地使用を 「前向き、 カゝ つすみや

か に · 態 度を決定する」 と述べてい るが、 ŧ L 韓 国 軍が休戦ラインをこえて 北 進 した場合

にも、同様の態度でのぞむのかどうか。

15 朝 鮮 で 国 [連軍] (米軍)が 軍事行動を起こした際、 国 [連軍] (米軍)による日本の基

地

0)

自由

使 用 に 制 限 を加えることは、「米国 が負つてい る国際義務を米国が十分に果たしうる態 勢に

ある」ことにならなくなるのではないか。

16

佐 藤 首 相 は 共 同 声 明 で 台台 湾 地 域 に な け る 平 和 と安全 0 維 持 ŧ 日 本 0 安全にとつてきわ 8)

7 重 要 な 要素 で あ る と 述 べ、、 ナ シ 日 ナ ル プ レ スクラブで は 米 台 条 約 が 発 動 さ れ る ょ う

な 事 態 は っわ が 玉 を含 む 極 東 \mathcal{O} 平 和 と安全を脅 カコ す ₽ のとなる」 とし て、 事 前 協 議 で は 日 本

を 含 む 極 東 \mathcal{O} 安 全 を 確 保す ると . う 見 地 に 立 つて 同 意す るか · 否 か を決め る ح う _ 認 識 を S

まえ て **対** 処し て行く」 と述べてい る。 このことは、 米台 [条約 発 動 \mathcal{O} 際 は 米 軍 0) 日 本 か 5 0) 戦

闘 作 戦 行 動 を認めることを意味するものと考えざるをえないがどうか

関 係 が あ る と は 考 え な 7 $\widehat{}$ 九 六〇 年 四 月 日 衆 議 院 安 保 特 別 委員 会 と答弁 L た が 今 口

 \mathcal{O} 共 同 声 明 \mathcal{O} 一台 湾 地 域 に お け る 平 和 لح 安 全 \mathcal{O} 維 持 ŧ 日 本 \mathcal{O} 安 全 にとつて きわ 8 て 重 要 な 要

素 で あ る لح \mathcal{O} 文言 とは 明 5 か に 相 違 が あ る。 台湾 地 域 に 関 l て 事 , 前 協 議 \mathcal{O} 解 釈 を拡 大 L た

ものと考えるがどうか。

18

米 台 条 約 が 発 動 L た 際、 米 軍 \mathcal{O} 日 本 \mathcal{O} 基 地 使 用 に 制 限 を 加 えることは、 米 玉 が 負 0 て 1

る 玉 際 義 務 \mathcal{O} 効 果 的 遂 行 を 妨 げ ることに な らざるをえ な 1 で は な 1 か。

19 現 在 米 軍 12 ょ る 南 ベ } ナ 4 0) ク ア ン ガ イ 省 ソ ン ? 村 で \mathcal{O} 大 量 虐 殺 事 件 が 全 世 界 12 衝 擊 を

与 え、 ア メ IJ 力 0) ベ \vdash ナ L 侵 略 戦 争 \mathcal{O} 本 質 が あ 5 た め て さ 5 け だ さ れ 7 1 る。 ところ が 佐

藤 首 相 は 共 同 声 明 に お 1 て、 米 玉 \mathcal{O} べ 1 ナ Δ 政 策 を 全 面 的 に · 支持 し、 ナ シ 日 ナ ル プ レ ス ク

ラブでは 米 玉 が 払 つてきた犠牲」 لح 「誠実な努力」 に敬意を表するとともに、「米 国 0 立 場

接

な

に 深 1 理 解 を 抱 11 たし と 述 べ て 1 る。 首 相 は 帰 玉 後 \mathcal{O} 記 者 会 見 で ŧ + 月 Ξ 日 0) 二 クソ ン大

統 領 \mathcal{O} 演 説 を は 0 き n 確 認 L て き た لح 述 ベ て 1 る。

(1)

政

府

は

ソ

ン

3

村

 \mathcal{O}

大

量

虐

殺

事

件

に

お

け

る

ア

メ

IJ

力

 \mathcal{O}

区

悪

な

残

虐行

為をも

支

持

し、

敬

意

を

表 す る \mathcal{O} か Ł L \mathcal{O} 残 虐 行 為 を 認 \Diamond な 7 な 5 ば ただち に 米 玉 政 府 に 抗 議 す ~° き だ が そ

 \mathcal{O} 意 思 が あ る カゝ

(2) \mathcal{O} よう な大 量 虐 殺 事 件 は ソ ンミ村 だ け ĺŹ とどま 5 な ア メ IJ 力 \mathcal{O} ベ 1 ナ 4 戦 争 そ \mathcal{O}

t \mathcal{O} が べ 1 ナ L \mathcal{O} 全 住 民 を 敵 とす る 非 道 邪 悪 な 侵 略 戦 争 12 ほ カ な 5 な 1 0 今 口 \mathcal{O} 事 件

は \mathcal{O} こと を だ n \mathcal{O} 目 に Ł は 0 き り لح 露 呈 L た が 日 本 政 府 は な お か 0 残 虐 行 為 を か さ ね

る ア メ IJ 力 \mathcal{O} べ } ナ ム 侵 略 戦 争 を 支 持 し、 協 力 L 続 け る 0 ŧ Ŋ カン

(1) В 52に ょ る 無 差 別 爆 撃 毒 ガ ス、 細 菌 兵 器 ボ ル 爆 弾 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 区 悪 兵 器 \mathcal{O} 使 用 など

20

は、 ソンミ村大量 虐殺と同じべ トナ ム人民 にた V す る非道、 凶 悪 な 残 信行 為 12 ほ カン な 5 な

21

11 わ が 玉 \mathcal{O} 領 土 沖 繩 か 5 \mathcal{O} В 52出 撃 を た だ 5 に B め さ せ る べ きだ が、 政 府 は V か な る 措

置をとつたか。

(2)共 同 声 明 で は В 52 \mathcal{O} 沖 · 繩 か 5 \mathcal{O} 発 進 に 反 対する意思表 示 すらさ れて **,** \ な 1 沖 繩 \mathcal{O} 施

政 権 返 還 に 当 た 0 て t 南 ベ 1 ナ 7 人 民 が 外 部 か 5 \mathcal{O} 干 渉を受けずに そ \mathcal{O} 政 治 的 将 来 を 決

定 す る 機 会 を 確 保 す る た め 0 米 玉 \mathcal{O} 努 力 に 影 響 を 及ぼ すことなく」 と の 留 保 条 件 が 0 け 5

れ 7 1 る が 現 在 べ \vdash ナ 4 爆 撃 を 続 け て 1 る В 52 \mathcal{O} 沖 繩 か 5 \mathcal{O} 発 進 を 日 本 政 府 は 米 玉

の努力」として評価しているのか。

佐 藤 首 相 は ナ シ 彐 ナ ル プ レ ス クラブ で \mathcal{O} 演 説 で、 1 ン ド シ ナ 地 域 に お け る 役 割 ŋ 7

玉 際 平 和 維 持 機 構 に f, 求 8 5 れ れ ば 日 本 \mathcal{O} 玉 情 に 合致 L た 方 法 で 参 加 協 力す Ž きも \bigcirc لح

述 ベ て 7 るが、 こ の 国 際 平 和 維 持 ,機 構 とは 具 体 的 に、 1 カン なる内容の ものをさしているか。

また「日本の国情に合致した方法」とはどういう方法か

A 戦 共 同 後 に 声 明で おけるべ は 日 \vdash 本 ナムそ 政 府 0 0 「アジアに 他 \mathcal{O} 東南 アジア 対する援 \mathcal{O} 地 助 域 計 0) 画 復興を大規模に の拡大と改善を図 進 め る意 る 向」と、 ために 相 トナ 当な

二 沖縄問題について

寄

与

を行

なう」

意図を明ら

かに

してい

るが、

その具体的構想を明らかにされたい。

1 たく不 大 求 に れ 1 · 完 な関心事である」との す てきた。 る」ことを認めたうえで、「日本を含む極東の安全をそこなうことなく」、また、 沖 える完 全に 維 法 は、 全なな 違 不 しかるに、 反 サンフランシスコ 当 権利 し、 な をも £ 玉 \mathcal{O} 連 同 で 憲 つ 日本政 条項は 7 章 あ る。 ١ ر にさえ 平 . る。 府 「領土不拡大の L 和 \mathcal{O} 明 た ところが 認識を表明し、「 白 が 条約第三条を唯一の根拠にして、 つ に て、 違 反 日 L 共 原 た 本 同 則 ŧ 声 玉 沖繩 ので 民 明 を 取 は で にこ あ 沖 は り決めたカ あ り、 繩 る米軍 \mathcal{O} 極 即 ア 東 メ 時 が 0 IJ 1 無条 諸 重要な役割を果た 力 アメリカに全面占領さ 口 玉 \mathcal{O} 宣 \mathcal{O} 件 沖 言、 安 繩 全 全 占 ポ 極東 は 領 面 ツ 日 返 は ダ 不で「米 本 還 ム宣 L 0) を ま 7 重 要 言 0

玉 が 負 つ て 7 る 玉 際 義 務 \mathcal{O} 効果的 遂 行 0) 妨 げとなるような ŧ 0 では な い」ことを条 件 に、「一

ている。

九

七二

年

中

に

沖

繩

 \mathcal{O}

復

帰

を達

成するよう」「具体的

取

り

決

め

に

関

L

て

協議することに合意し

ここには、 一九七二年返還が明記されてい ないば かりか、 この時期までにべ トナ 、 ム 戦 争が

終結しない 場合に は 再 協 議するとの 留 保条件 が つけ 5 れてい る。 し か ŧ, \neg 沖 繩 \mathcal{O} 局 地 防 衛

0) 責 務」 を 日 本が 負うことや、 膨大な米 軍 基 地 \mathcal{O} 存 続とその 機 能 を有効 に発 揮 すること」

愛 知 外 相 説 明) \mathcal{O} 承 認 が 欠 か せ な 7 前 提 とされ て 1 る。

れ は 条 件 0 き 返 澋 で は な 1 か れ 5 (T) 条 件、 前 提 が 満 たされ なか つた場合、「七二

年の施政権返還」は延期されるのか。

2 共 同 吉 明 に おお į, て、 沖 繩 \mathcal{O} 施 政 権 返 還 は 「 日· 本を含む極東の安全をそこなうことなく」 との

条件がつけられ てい るが、 力 1 口 宣言、 ポ ツダム宣言にてらせば、 沖縄は **(**) カゝ なる条件 ŧ 0

けず、 日 本 に 全 面 返 還され てしか るべ きも ので ある。 不法 なサンフランシ ス コ 平 · 和 条約 第

三条 に お 1 てさえ、 沖 繩 返 還 に _ 極 東 \mathcal{O} 安 全 0) 条 件 を つ け Ś な んら 0) 根 拠 ŧ な \ <u>`</u>

1 0 た \ \ \ 共 同 声 明 (Z お いて、「日 本を含む極東の 安全をそこなうことなく」との 「条: 件つ

き」 で 沖 繩 \mathcal{O} 施 政 権 返 還 の協議をはじめることに合意した根拠はどこにあるか。

3 共 同 声 明 で は、 沖 繩 返 還 定時」 にベトナ ム戦 争 が 継 続 してい る場合には、「米国 0 努力

に 影 響 を 及ぼ すことなく」 再 協 議することに合意し て ر را د را る。 ک 0) 協 議 は、 沖 繩 \mathcal{O} 施 政 権 返 還

 \mathcal{O} 時 期 を さらら に 遅 5 せ る か、 そ れ とも 復 帰 後 \mathcal{O} 沖 繩 か 6 \mathcal{O} В 52出 擊 な ど米 軍 0) 基 地 \mathcal{O} 自 由

使

用 を 引 き 続 き 認 \Diamond る か \mathcal{O} どち 5 か に な らざる をえ な 1

(1) ŧ L 政 府 0 V) うように 「七 三年 返 還 が 確 実 ならば、 この協 議 で 米 軍 \mathcal{O} 基 地 0 自 由 使 に用を

認 め、 日 本 が ア メ IJ 力 0 べ } ナ 4 侵 略戦 争 の公然たる参加 国となることを意味 L て 7) る。

ま た、 この際、 ŧ L В 52 \mathcal{O} 出 撃をはじめ米軍 基 地 0) 自 由 使用を拒否すれば、 米国 0 努力

に影 ならざるをえない。 響を及ぼす」ことになり、 したがつて、「七二年返還」により、 さらに 米国 が <u>`</u>負 へつてい る 政府 国 際 は沖 義務 維 0 の米 効果的 軍基地 遂 行 か 5 0 \mathcal{O} 妨 がげと 出 撃

を

認めざるをえないと考えられるがどうか。

(2)ことになると思うがどうか。 るならば、それは日米安保条約 ŧ Ĺ 施政権 返還後 の神 縋 から \mathcal{O} 「フ 0) B 52など米軍のベトナ ィリピン以北」とされている「極東の範囲」 ム出撃を認めることがあるとす を拡大する

4 域 は 「第六条に掲げる領 か 米 5 台 相 移 互 相 \mathcal{O} 動 互. 合 L 防 意 な 衛 なく *(*) 条 約 ものとする」と明 域」には、 L 0 て 付 第六 属 交換 条に 現在、 公文では、「両 掲げ 沖繩が含まれている。したがつて、 記され る 領 域 てい 0 玉 防 る。 \mathcal{O} 衛 共 力 いうまでもなく、 同 を実 \mathcal{O} 八質的 努 力 及び に 低 貢 下 献 させ こ の \mathcal{O} 米国 る程 所 交換 産 度 で 沖繩 公文 まで あ る そ に 軍 「 防 衛 事 ** \ 0) う 領 力

力を実質的に低下させる程度まで」「移動しない」義務を負つており、 ニクソン大統領 は共同

は

 \mathcal{O}

ある 還 声 は が 明 こと 共 に 米 同 お 玉 が 声 7 が 明 極 て 負 で 東 中 つて 米 0 平 玉 華 ١, 和 \mathcal{O} 民 る国 極 玉 と安全にとつて重要で 東 に に 際 対 お す 義 け 務 Ź る 条 の効果的 約 防 上 衛 0 条 遂 義 約 行 ある」ことを強 務 上 0 0) \mathcal{O} 妨げとなるも 義 順 務」 守 をうたつて を 米 調 ので し、 玉 が は V) さらに、 + ない」 る。 -分に しか 果た と の 沖 繩 ŧ, しう 見 \mathcal{O} 解 佐 施 る を表 藤 政 態 権 勢 首 明 に 返 相

(1) L 7 7 以 上 0) ことか 5 L て、 米 台 条 約 上 0 義 務 に つい て、 本 政 府 は 無 関 係 で は あ えず、 ま

日

ŋ

持

た、 沖 繩 \mathcal{O} 施 政 権 返 還 に お 1 て は 現 在 \mathcal{O} 沖 繩 \mathcal{O} 米 軍 基 地 と 米 軍 \mathcal{O} 全 機 能 を そ 0) ま ま 維

す ること が 前 提 条 件 12 さ れ 7 1 ると考えざるをえ な 1 が どう か

(2)لح 事 V が 愛 わ あ 知 れ 1 外 てい 0 相 7 は、 る。 で 行 沖 政 府 な 繩 わ 基 はこれ れ 地 7 \mathcal{O} お り、 ら米軍 整 理 その 統 合 基 地 な を カン \mathcal{O} 7 増 に つて 強 は 工 7 事 核 る をやめ 基 が、 地 \mathcal{O} 現 させる意思は 強 在、 化、 沖 拡 繩 大 で 工 は な 事 米 £ 1 軍 含まれ か。 基 地 \mathcal{O} て 増 **,** \ 強 る 工

(3)さすか。 \Diamond が 共 変更 同 声 な そのすべてを列挙されたい。 明 っでは、 L に沖 :縄に 沖 繩 適用される」とされているが、 \mathcal{O} 施 政 権 返 還に当たり また、 当然「地位協定」も「変更なしに」 「日米 安保条約及びこれ この 諸 取り決め」 に 関 とは 連 す 具体 適用されると る諸 的 取 に 何を り決

思うがどうか。

(4)改 訂 適用」するために、 さらに、 を考えて 安保条約と関連取り決めを現在 **\ る か どうか。 国内法 0 ま た、「 改訂を考えていると思われ 機密保 の沖縄の米 護法」 その 軍の 他 \mathcal{O} るが、 治 「機能をそこなわない」 安立 防 法 衛二法、 0) 制 定 は 警察法その あ りえ な ように V 他の

(1) た 断 めの努力の一環として徐々にこれを負う」 言 共 同 で きる 声 明に か どう お ζ, カ て、 佐 . 藤 首相 は、 「 復 帰 後 意図を明らかにした。 は 沖 繩 \mathcal{O} 局 地 防 衛 \mathcal{O} 責務 これ は は、 日 本 自 愛 -体 の 知 外 防 相 衛 \mathcal{O} 説 \mathcal{O}

5

明によれば

「最善のペース」

で実現されるとしているが、

共同声明によれば、

沖繩

 \mathcal{O}

施

心政権

構 安 ことに意見が一致」し 返 防 全 還 想や日 衛 保 は 力 障 日 本 上 増強 本 \mathcal{O} 0 -を 含 「 防 衛· 利 計 益 画 む は、 力 極 及び ていることからして、 沖 東の安全をそこなうこと」は許され 増強 繩 日米間で協議されてい \mathcal{O} 計 施 画 政 が提示されたものと考えられる。 権 を 日 本 に返還 当然、今回の日米交渉にお る する 「日米共同防衛」 ため ない 0 取 ので ŋ 決 その あ め 態勢に り、「日 に 沖 *(* \ · て お · 繩 7 つい 防 「沖繩防 て 米 満 両 て具体的に 衛 た 玉 構 衛」の 共 しう 想、 通 る \mathcal{O}

(2)日 米 ま 間 た で 沖 協 繩 議 0 さ 施 れ 政 た 権 返還 沖 に関う 繩 防 する 衛」 構 「具 想 体的 0) 内 取 容 り決め」 ₽ 含まれ に ると考えるがどう は、 軍 事 的 内 容、 か。 すなわち、 これら

明ら

かにされ

たい。

6 た。 <u>二</u> 十 沖 繩 兀 返還に当たつて、 年 間 に わ たる ア メ 政府は IJ 力 0 何より 沖 繩 占 も沖 領 は、 繩県民 沖 繩 の意思を尊重 県 民 \mathcal{O} 生 命、 し、 財 産 利益を擁護 に 重 大 な ĺ 危 害 なければ を 加 え

ならない。

L か る に 共 同 声 明 で は、 沖 繩 県 民 \mathcal{O} 即 時 無 条 件、 全 面 復 帰 \mathcal{O} 声 を 無 視 L た だ け で な 施

政 権 返 還 \mathcal{O} 準 備 作 業 は、 日 米 協 議 委 員 会 に 責 任 を 負 わ せ、 そ れ 0 報告 及 び 勧 告 を 行 なう

日 米 潍 備 委 員 会 に 琉 球 政 府」 主 席 を \neg 顧 問 とし 7 加 えて ****\ る に す ぎ な 1

(1) れ は 沖 繩 間 題 \mathcal{O} な に ょ ŋ \mathcal{O} 当 事 者 で あ る 沖 繩 県 民 \mathcal{O} 意 思 が、 復 帰 にとも なう諸措 置

 \mathcal{O} 決 定 過 程 カゝ 5 あ 5 か じ 8 排 除 さ れ 7 7 ることを示 す ŧ \mathcal{O} で は な 1 か

(2)

ま

た、

沖

繩

 \mathcal{O}

施

政

権

返

還

に

伴

う

財

政

及

び

)経済·

上

 \mathcal{O}

間

題

に

お

7

て

は

米

玉

(企業

 \mathcal{O}

利

益

に

0 1 7 \mathcal{O} 4 明 記 L 完 全 に 弁 償 す べ き 沖 繩 県 民 \mathcal{O} 損 害 12 0 1 7 は、 な λ 5 S れ 5 れ 7 1 な

1 0 政 府 は ک れ ま で に 沖 繩 県 民 が 被 0 た 損 害 \mathcal{O} 補 償 に 0 1 て、 7 か な る 措 置 を 考 え 7 1

るか。

(3)沖 繩 0) 施 政 権 返 還 \mathcal{O} 取 り 決め」 を締 結 する際、 ア メ IJ 力 に た 1 す Ź 正 当な 請 求 権 を放棄

L た 「小笠」 原返還協定」 のような、 卑屈 な対対 米 従属 0 態 度 は許され な 1 0 当然ア メリ 力 に損

害補償を請求すべきだが、どうか。

(4)ま た 沖 繩 に お け る米 国 資 産 \mathcal{O} 買 いく 取 ŋ は認 め るべきでないと考えるが、 どう か。 沖繩

米 軍 基 地 \mathcal{O} 建 設費 はじ め、 極 東 侵 略 \mathcal{O} た 8 の投資、 不当な占領下で沖繩 県民 が搾取 され た

結 果 \mathcal{O} 米国 資産などを、 日 本国民が 「買い取る」ことは、二重三重の米国 0) 従 属的 行為 で

はないか。

三 核問題について

1 政 府 は 共 同 吉 明 に ょ つて 本 土 \mathcal{O} 非 核三 原 則 が そ 0 ま ま 沖 繩 12 適 用 される」、 「沖繩 0) 核 め

き 返 還 が 明 5 か に さ れ たし、 有 事 核 持 5 込 4 は あ ŋ え な い と 述 ベ て 1 る。

L か る に、 共 同 声 明 第 八 項で は、 総 理 大 臣 が 日 本 政 府 \mathcal{O} 政 策」 を説 明 し、 大統 領が れ に

理 解 を示 L たというにすぎず、 沖繩 カゝ らの 核兵器撤去も、 非 核三 |原則も| 明記され て は ** \ な

\ <u>`</u> 佐藤首相もまた、 「あるともないともいわないのが核だ」 と「核かくし」 の態度をくりかえ

L 明 5 か に し、 沖 繩 にこ お ゖ る核 兵器 存 続 0 道 を 残 L 7 1 る。

さら に、 日 本 政 府 の政 策に 背馳し ない」 とい う大統一 領 0) 確約」 にしても、 日 米安保条約

 \mathcal{O} 事 前 協 議 制 度に 関 する米国 政府 の立場を害することなく」との条件がつけ 5 れ --い る。

のことは、 米国 務省筋が 「これは緊急時に米国が 再び核を持ち込み得ることを意味 する

ŧ のだ」 と説 明 し、 米政 府筋も 「緊急 事態 発生のさ い、 事 . 前 協 議 で 日 本 側 が () つも否っ 定的 な 態

度をとるとは限ら ない」 と発言していることから明らかなとお り、 日 本 · 政 府 が 有 事 核 持

, ち 込

1 0 た \<u>'</u> 沖 繩 カゝ 5 0) 核 兵 器 撤 去、 施 政 権 返還 後 \mathcal{O} 核 兵器持 5 込 み禁止に対する保 障 は سلح

こにあるか。

み

を容

認

L

た

ことを示

L

て

١ ر

るとい

わざる

をえ

な

\ \ \

2 佐 藤 首相 は、 ニクソン大統領に説明した「日本政府の政策」 が 「非 核三原則」 であるか のよう

に のべている。 L かし、 これまで政府が国会を通じて明らかにしてきた 「核政策」とは、 けつ

L て 非 核三 原 則 だ け が 単 独 で打 ち 出され たも 0) で は な \ \ \

す な わ ち、 昨 年三 月 佐 藤 首 相 が 表 明 た 「 核 政 策 \mathcal{O} 兀 本 柱 で は とり わけ 日 米 安保 条約に

基づくア メリカ \mathcal{O} 核 抑 止 力 に依存する」ことが優先されており、 「非 核決議」 をすることは

「安全保障 条約 0 中身につい て拘 東を加えることになる」「アメリカ の行動を制 限することに

なる」(昨

年三月二日、

衆議院

予算委員会、

松本善

1明議

員に対する

佐

藤首

相答弁)

とまで公言

則

共 産、 社会、 公明三党が 共 同 提案した 日 本 の非 核 武装と核 兵器 禁止 に 関す る決 議 案 に

反 対 L 7 1 る。 また、 本 · 年 月 に は 沖 繩 を 含 \emptyset て 米 玉 \mathcal{O} 核 抑 止 力 が あ 0 た か 5 非 核 \equiv 原

を 打 5 出 せ た لح \mathcal{O} 見 解 を 積 極 的 に 明 b か に L た。

(1) \mathcal{O} 政 7) 策 0 は た 放 **,** \ 棄 佐 Ĺ 藤 首 非 相 は、 核三 ニク 原 則 ソ ン だ 大統領 け を 「詳 との 細 会談で、「アメリカ に 説明 ĺ た (T) か。 0 核 抑 止力に依存する」と

(2)また、 ŧ し政府が 「非核三原則」をきびしく守る立場であるなら、 *(* \ つさいの核武装と核

兵 器 お ょ び 核 運 搬 手 段 0) ζ, つ さい \mathcal{O} 使 用 実験、 製 造、 貯 蔵 ٤ 外 玉 か 5 0) あ 5 ゆ る形

持 5 込 み を 禁 止 す る 「 核 兵器 禁 止 法 を制 定 すべ きで あ る が、 どう か。

3 共 同 声 明 E いう「日 米安保条約 の事 前 協 議 制 度に関する米国政 府の立場を害することなく」

 \mathcal{O} 間 題 で あること」 を 確 認 たものであるとし、 そ 0 際 日 本 · 政 府 は 非 核三 原 則 に より 「これ

とは

愛

知

外

相

0

説

明によれ

ば、

核兵器

0

日

本への

導

入は

事

前

協

議

の対象となるべ

き性

質

を 断 わ る との方針 を述べ て ١ ي るが、 それ が . 明ら かに な つてい るなら、 米 政 府 筋 が \mathcal{O} 項に

関 連 L て「佐 藤 首 相 Ł 愛 知 外 相 ŧ 事 前 協 議 は 1 工 ス ŧ ノ 1 ŧ あ りうるとしば しば ١ ر つてい . る _

と言明するはずもない。

ここで は 明 5 か に 核 兵 器 \mathcal{O} 持 5 込 み に 0 ١, て は 事 前 協 議 です べ て 拒 否す るとのこれ ま で \mathcal{O}

政 府 の方 針 をく つ が え し、 応諾 することも あ りうることを認 め たとし か ? 考え 5 れ な **,** \

(1) ŧ し、 そうでないなら、 なぜ共同 声 明に核兵器 0 日本導入を拒否すると明 記できなか 0

 \mathcal{O}

たのか。

(2)ま た、 米 政 府 筋が 公言 していることが、 共 同 声 明の 内 容 に 相 違 L てい るとい 、 う の で あ れ

ば、 なぜ 米国 政府に公式に抗議し、 その 発 言 を取り消させ な **,** \ 0) カン

4 て政 (1) な は 具 *(*) 府は 体 0 現在、 が 的 核だ」 に 「沖繩に核がなくなつた」 何 沖 に 繩に存在する核兵器のうち旧式になつたメー と佐 ょ つ 藤 7 証 首 明 相 で 自 きる 身 は 0) 言明 と宣伝しようとしてい か。 してい ま た 「 返 る。 絶 還 時 対に に 核 核 る。 が が なくなる」 スBを近く撤去し、 なくなった」ということを しかし「あるともないとも ということを、 これによつ 政 · 政府 府 は わ

(2)ま た、 施 政 権 返 還 に **当** た つて は、 日米 安保条約及びこれに 関 連 す る諸 取り 決 め が 変 更 な

1

か

な

る

方

法

で

確

認

で

きる

カゝ

に 沖 繩 に 適 用 される」とされてい るが、 今日、 本土に適用されてい る 諸 取 ŋ 決 め に お

1 ても、 政府は 「現在公表してい な ١ ر 基 地 は な い としながら、「軍 事 的 性 格 12 より一 部 公

決 間 表 め 主 L な 意 書 上 いことも は に た 沖繩 7 す あ る りうることを予 \mathcal{O} 本 施 年 政 権 返還時 月 + 六 12 想し 日 公表され \mathcal{O} 7 政 *(* \ 府 答 ることは な 弁 書) *(*) 米軍 と答・ 事 実 基地もありうると解され 弁 であ して る」(岩 7 る。 間 L 正 たがつ 一男参 議 て、「 るが、 院 議 員 諸 政 取 0 質 府 り

は

沖

繩

 \mathcal{O}

施

政

権

返

還

時

に

米軍

· に 提

供するすべ

て

、 の 基

地

を公表すると公約できる

か。

(3)き態 12 さら 明 度 5 に事 カゝ である。 にしようと考えている」 前 協 L 議 かるに、 はすべ 7 一九六〇年の安保改定当時、 玉 民 0) 「原則として明ら 前 に 明 らか にすることが つかに する」 政 府 国民に責任を負う政 は (岸首相) 「差し支えな とあ V 1 範 ま 府 囲 7 \mathcal{O} 内 な で国 とるべ 態 度 会 を

示

L

7

1

る。

すべ 前 協 政 きであり、 議 府 が \mathcal{O} 申 核 兵器 L 出 が またできるはずだが \mathcal{O} 持ち あ つた際、 込みをい 核兵器持 0 さい 佐藤内閣にすべ 5 認め 込 な みの場合であろうとも、 **\ ك 0) て事前協議を公表する意思が 立場をつら め < そのつどすべて な 5 ば、 米 玉 あるか。 側 を公表 か 5 事

公 表 できな , , 場 合 が あるとす 'n ば、 それ は **,** \ か な る 理 由 \mathcal{O} 場 合 で あ るか。 佐 藤 首 相 は 核 \mathcal{O}

所 在 を 知 つて もこ れ を 国 民 に 知 5 せ る 必要 は な ١ ر と考え る か。

(4)核 に ついては、 米原子力法で「原子兵器の設計、 製造又は利用」 を 「機密資料」 0 第 にあ

げ、「 原子兵器の 軍 事 利 用 に重要な関係が あると決定し た機密資料」 0 最終決定 権 は 大 統 領

に あ り、 外国 1C たい す る 通 報権 も大統 領にあるときめてい る。 従つてニクソン 大統 領 が

核

 \mathcal{O} 所在 を明ら か に し な (\ 限 り、 日 本は 核 の有 無に ついて知ることはできない ので はな 7

か。

右質問する。